

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則2-4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院公示の廃止に関し、次のとおり決定した。

令和3年11月2日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 令和3年人事院公示第8号は、廃止する。
- 2 この決定は、令和3年11月2日から効力を発生する。